

集団指導説明資料
(介護保険と自立支援の併給について)

令和 1 年 10 月

沖縄市障がい福祉課

1. はじめに

障害福祉サービスとは、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」及び「児童福祉法」などに基づき、障害者・児に対し居宅または通所や入所のサービスを提供し、障害の有無に係わらず共生できる社会を実現することを目的とした制度です。障害福祉サービスと介護保険サービスの両方で支援する際、「介護と障がい」分野がお互いに協力するため、まずは障害福祉サービスの制度や沖縄市の介護併給のルール、障害福祉サービス申請のルール等の理解を深めていただきたく、今回の説明会を開催させていただくことになりました。

2. 介護保険との適用関係について（通知より）

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部通知※一部抜粋

自立支援給付に優先する介護保険法の規定による保険給付は、介護給付、予防給付及び市町村特別給付とされています。（「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」第7条）。したがって、これらの給付対象となる介護保険サービスが利用できる場合は、当該介護保険サービスの利用が優先されます。

サービス内容や機能から、障害福祉サービスに相当する介護保険サービスがある場合は、基本的には、この介護保険サービスに係る保険給付を優先して受けることとなります。しかしながら、障害者が同様のサービスを希望する場合でも、その心身の状況やサービス利用を必要とする理由は多様であり、介護保険サービスを一律に優先させ、これにより必要な支援を受けることができるか否かを一概に判断することは困難であることから、障害福祉サービスの種類や利用者の状況に応じて当該サービスに相当する介護保険サービスを特定し、一律に介護保険サービスを優先的に利用するものとはしないこととします。

したがって、障害福祉課で申請に係る障害福祉サービスの利用に関する具体的な内容（利用意向）を聴き取りにより把握した上で、申請者が必要としている支援内容を介護保険サービスにより受けることが可能か否かを適切に判断することとなります。

なお、その際には、従前のサービスに加え、小規模多機能型居宅介護などの地域密着型サービスや介護予防サービス等についても、その実施の有無、当該障害者の利用の可否等について確認するよう留意する必要があります。また、サービス内容や機能から、介護保険サービスには相当するものがない障害福祉サービス固有のものと認められるもの（同行援護、行動援護、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援等）については、障害福祉サービスに係る介護給付費等を支給します。

①在宅の障がい者で、申請に係る障害福祉サービスについて適当と認める支給量が、介護保険サービスに係る保険給付の居宅介護サービス費等区分支給限度基準額の制約から、介護保険のケアプラン上において介護保険サービスのみによって確保することができないものと認められる場合。

②介護保険被保険者が、介護保険法に基づく要介護認定等を受けた結果、非該当と判定された場合など、当該介護保険サービスを利用できない場合であって、障害福祉サービスによる支援が必要と認められる場合。

③サービスの内容や機能が介護保険サービスには相当するものがない障害福祉サービス固有のサービス（行動援護・同行援護・生活訓練・就労移行支援・就労継続支援・移動支援事業・日中一時支援事業）の利用が適当であると認められる場合。

3. ケアプランとサービス等利用計画について

サービス等利用計画とは、障害福祉サービスを申請する場合、「相談支援専門員」という資格を持った方が作成する「サービス等利用計画書」のことを指します。これはケアマネである皆様が作成されている「ケアプラン」に相当するものとなっています。つまり、ほぼ介護保険の制度と変わらないシステムで運用されています。これについて、厚生労働省からの通知は以下の通りです。

(H24.3.6 相談支援関係Q & A 支給決定通知・事務処理要領・一部修正)

○基本的には、介護保険のケアマネージャーが障害福祉サービスも含めたプランを作成するべきですが、ケアマネージャーだけでプランを作成するのが困難な場合で障がい福祉課が認める場合は、サービス等利用計画の作成対象者として差し支えありません。

つまり、国の方針により、基本的に介護保険サービスと障害福祉サービスを併用する場合は、ケアマネージャーが障害福祉サービスも含めたケアプランを作成し、障がい福祉課へ提出する必要があるということになります。しかしながら、障害福祉サービス固有のサービスの利用によりケアマネージャーだけでプランの作成が困難な場合等で、障がい福祉課が必要と認めた場合は、ケアプランとは別にサービス等利用計画書の作成を相談支援専門員へ依頼していただきます。(ただし、計画相談員をつけた場合にも更新の際やサービス内容変更の際にケアプランが必要となる場合があります。)

参考例)

○障害福祉サービスを利用している方が65歳に到達し、介護保険サービスが優先となった場合

例①Aさんの場合(介護認定で要支援1)

障害福祉サービス・・・居宅介護(家事支援、通院等介助)、生活介護、移動支援利用を利用

⇒居宅介護の家事支援について・・・介護保険のサービスとほぼ同様であることから、介護保険サービスへの移行を検討してください。

居宅介護の通院等介助について・・・同様に、介護保険サービスに移行を検討してもらいますが、理由次第では引き続き障害福祉サービスにて支給継続出来る場合があります。

生活介護について・・・・・・同様なサービスである介護サービスの「デイサービス」等に移行することを検討してください。

移動支援について・・・・・・介護保険に同様なサービスに該当するものがないため、基本的に障害福祉サービス継続を検討してください。

※65歳未満の方で現在障害福祉サービス利用中の方は、基本的に相談支援専門員(＝障がいのプランナー)が本人についているので、引き継ぎを行いながらケアプランの作成をお願いします。上記の例の場合、基本的に介護保険のケアプランにて提出をお願いします。

例②Bさんの場合

障害福祉サービス・・・就労継続支援A型利用中の場合

⇒就労支援は障害福祉サービス固有のサービスであるため、本人の能力及び就労の意思等があれば利用の継続が可能です。その場合、介護保険のサービスを利用する予定が無ければ、計画相談員が引き続き計画作成を行う事が出来ます。(ケアマネージャーがついた際には、原則ケアマネージャーにケアプランを作成していただきます。)※就労継続支援A型は、利用開始時に65歳未満の方が対象となります。

5. 介護保険サービスとの併用についてのQ&A

Q 介護サービスを自己負担上限まで利用している方で、障害者手帳等を所有している方は、誰でも障害福祉サービスを受けることができますか。

A 障害福祉サービスは当然ながら、「障がいのために本人が出来ない部分」を支援するためにある制度です。つまり、「介護保険で居宅介護の時間数が足りないから」との理由で申請にいたった場合、加齢に伴う身体機能の低下という理由では障害福祉サービスの支給対象外となります。申請される前に、「障がいがあるために」支援が必要で、かつ、介護保険サービスでは支給量が不足しているのかどうか、アセスメントをしっかりと行って下さい。

Q 給付調整理由書には、利用を希望するサービスについて、どのような記載をすればいいですか。

A どのサービスを利用したいのか、どれだけの時間かかるかの内訳を記載して頂く必要があります。なお、それぞれの支援には基準時間や基準回数が定められています。

例) 身体障害者手帳を所持している方が、身体介護を週に2回(火曜・水曜)に1時間ずつ受ける場合、給付調整理由書に下記の様に内訳の記載をお願いします。

火曜・水曜 9:00~10:00 身体介護 1時間(移乗・清拭(30分)、食事介助・移乗(30分))

Q 障害福祉サービスの通院等介助には、院内介助は含まれていますか。

A 院内介助は原則含まれておりません。介護保険サービスと同じように、院内介助を行うには条件があります。なお、院内介助支援として算定できる時間は移動・移乗時間等の身体介護を行った時間のみとなり、待ち時間や診療時間は算定できません。

Q 介護保険サービス対象者だが、介護サービスに対応出来る事業所が無くサービスを受けられない場合、障害福祉サービスを受けることができますか。

A 介護保険サービスの対象者事業所が無くサービスを利用できない場合には、なぜ利用不可なのか理由の確認をお願いします。その理由が経営上等の都合であれば、「サービス提供拒否の禁止」(介護保険法第9条)に当たらないか、介護保険課にご相談をお願いします。

Q 障害福祉サービスを受けている方が65歳になり、介護保険サービス対象者となった場合、いつまでに介護サービスに移行すればいいですか。

A サービスについては、即時にサービスに移行することは困難だと思われるので、事業所が見つかり次第徐々に移行し、最長半年では完全に移行していただきますようお願いします。

Q 同居家族がいる中で居宅サービスの利用は可能ですか。

A 本人の自立度及び同居家族(20 歳以上)の介護力等を勘案した上で判断します。なお、同居家族が就労するための居宅サービス利用であれば、シフト表等により判断する場合があります。また、同居家族の病気や障害等によるサービス利用であれば、介助者の方の診断書が必要となる場合があります。

Q 移動支援のサービスは身体障害者手帳等を持っている方なら、誰でも利用可能ですか。

A 障害により自家用車、タクシー、バス、介護タクシー等を利用出来ない方が対象となります。

Q 更新の際、いつまでにケアプランを提出すれば継続利用可能ですか。また、新規申請の際は、いつから利用可能ですか。

A 利用開始前月の 7 日迄(7 日が土日・祝祭日にあたる場合はその前日)に提出がある場合に途切れなくサービス利用が可能となります。新規の方については、障害支援区分認定後、概ね一か月以内に支給決定するものとし、サービス提供事業者が受給者証を確認後サービスの利用が可能となります。

内容	サービス利用開始前月の 7 日迄(7 日が土日・祝祭日にあたる場合はその前日)に提出がある場合	サービス利用開始前月の 7 日以降に提出がある場合
サービス利用更新・追加・支給量変更におけるサービス等利用計画案等の※関係書類	翌月 1 日～サービスの利用が可能となります。	翌々月 1 日～サービスの利用が可能となります。
サービス新規申請におけるサービス等利用計画案等の※関係書類	翌月 1 日～サービスの利用が可能となります。	概ね 1 か月以内に支給決定するものとし、サービス提供事業者が受給者証を確認後サービスの利用が可能となります。

「障害福祉サービスにかかるサービス等利用計画案の提出期限のご協力について」(H29.2.6 沖市障第 0206002 号)より

※関係書類とは以下のことを指します。

- ① 障害福祉サービス利用申請にかかる書類(利用者提出分)
- ② 居宅サービス計画書、サービス利用票、給付調整理由書等(居宅介護支援専門員)

給付調整理由書

記入日 年 月 日

1. 理由書を作成した方

氏名		本人との関係	
事業所名		連絡先	

2. 本人の状況

氏 名			生年月日	(歳)	
障がいの 種類・程度	☐ 身体 ☐ 知的 ☐ 精神 ☐ 難病等				
現在の 要介護度	要介護度		前回の 要介護度	要介護度	
	認定有効期 間			認定有効期 間	
その他の制度の 利用状況	【その他の保健医療サービスや福祉サービス等】				
その他の心身の 状況	【病気など日常生活に支障をきたしている状況等】				
本人がおかれて いる環境	【生活の場や日中活動の場等】				

3. 家族の状況

家族構成・ 同居の有無	【本人との関係、性別、年齢、職業、同居の有無等】
介護力の有無	【同居家族の心身の状態、就労状況、現在の介護状況等】

4. 給付調整が必要な理由

--

5. 現在及び申請するサービス等の状況			
	①現在のサービス等の状況	②今後のサービス等の案	理由（①と②に差がある場合）
介護保険			
障害福祉サービス			
その他			

※サービスの種類と利用量がわかるように記載してください

[例]「身体介護(入浴介助) 1回1時間×週3回」など